

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（令和2年度）

作成日 2021/02/26
 最終更新日 2021/02/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021年2月26日
国立大学法人名		室蘭工業大学
法人の長の氏名		空閑 良壽
問い合わせ先		室蘭工業大学 監査室 0143-46-5068
URL		https://www.muroran-it.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	いただいたご意見	本学の対応状況
経営協議会による確認		<p>(原則1－1)</p> <p>ビジョン、目標及び具体的な戦略策定において、地域課題に対応する研究推進だけでなく開発の推進も期待する。また、室蘭工業大学が行っているC O C +のような良い取り組み、地域の人材育成を含めていただくことを期待する。</p>	いただいたご意見は、第4期の戦略や目標策定の際、議論させていただきます。
監事による確認		<p>役員、会議体問わず、法人経営に係る意思決定において、ガバナンス・コードが求める「成果とコストを意識した法人経営とステークホルダーに対する説明責任」を意識した検討、議論を前提とし、事後検証できるようにしていただきたい。</p> <p>例えば、次のような仕組みがあつてもよいと考える。</p> <p>(1) 適当と判断される時期に、各責任者の下で「活動」状況を検証し、必要があれば「改善」する。</p> <p>(2) 「役員会」で確認する。</p>	来年度中に優先順位と必要性を含め検討いたします。
その他の方法による確認			

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

更新の有無	記載事項・記載欄
	<p>【原則 1－1 ビジョン、目標・戦略を実現するための道筋】</p> <p>国立大学法人は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定すべきである。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を含め、公表しなければならない。</p> <p>1 ミッション 「創造的な科学技術で夢をかたちに」の理念の下、総合的な理工学教育を行い、地域社会更には国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献することが本学のミッションです。</p> <p>室蘭工業大学のミッション https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kokai_jyoho/mission/kougaku.pdf</p> <p>2 ビジョン 私たちは、平成31年4月の工学部から理工学部の改組設置計画において、これまでの『有形なものづくり』に加え、考え方や様々な仕組み、情報を含む「機能の発見」や「価値の創造」を『無形なものづくり（価値づくり）』とし、『有形・無形なものづくり』の両輪で北海道の『生産』を支える人材の育成を目指すこととしました。 また、令和元年6月に「北海道MONOづくりビジョン2060」を策定し、「北海道を世界水準の価値創造空間」にするという国や北海道が定める計画・戦略の実現に向け、本学の役割と研究戦略の基本を明確に宣言しました。</p> <p>「理工学部設置計画」 https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/org_info/establishment/rikougakubu.html 「北海道MONOづくりビジョン2060」 https://www.muroran-it.ac.jp/mono_vision/</p> <p>3 目標 私たちは、ビジョンの実現に向けて、第一に「理工学人材の育成」、第二に「地域課題に対応する研究の推進」、第三【国内最高水準の研究拠点形成】を掲げ、中期目標・中期計画、年度計画を定めています。</p> <p>「中期目標・中期計画・年度計画」 https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/work_info.html</p> <p>4 戦略 第3期中期目標期間では、以下の3つを推進すべき方策に設定し、目標の達成に向けて活動しています。 ・社会から要請されている産業界を支え国際的にも活躍できる有能な理工系人材を学士課程と大学院博士前期課程を通じて系統的に育成する ・国内外の共同研究、受託研究等を一層推進するため、研究支援体制を強化し、知の拠点として地域の発展に寄与し、シンクタンクとして貢献する ・ものづくりとしての高度で先端的な加工技術に関わる重点分野の独創的・先進的研究を設定し戦略的に推進するとともに、新しい重点分野の創出・育成を進める。</p> <p>「中期目標・中期計画・年度計画」 https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/work_info.html</p> <p>なお、現在、第4期中期目標・中期計画の開始に向けて、新たなミッション、ビジョン、目標、戦略の検討を行っており、第4期中期目標・中期計画開始時までに公表する予定です。</p>

【補充原則 1－2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等】

国立大学法人は、目標・戦略の進歩状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等を公表しなければならない。

目標：「理工学人材の育成」

戦略：「社会から要請されている産業界を支え国際的にも活躍できる有能な理工系人材を学士課程と大学院博士前期課程を通じて系統的に育成する」

国際的視野を有し、地域創生を担える高度専門技術者を系統的に育成することを目的として、学部と大学院博士前期課程（修士課程）を接続した教育プログラムに取り組みました。

本取組による教育的成果を検証した結果、学部卒業研究への早期着手や博士前期課程授業の先取り履修による時間的融通性を活用して、学外など異分野との活動を大幅に充実したことなどにより、プログラム修了者 18 名のうち、11 名が学会賞を受賞するなどの成果があがっています。

さらに今後は、国際的に活躍できる理工系人材を育成していくための活動を一層充実していくことが課題です。

このため、プログラム参加学生を対象に、海外で行われる学会等の国際会議や大学での研究活動を支援する「海外派遣支援制度」を新たに創設するなどの改善を行いました。

目標：「地域課題に対応する研究の推進」

戦略：「国内外の共同研究、受託研究等を一層推進するため、研究支援体制を強化し、知の拠点として地域の発展に寄与し、シンクタンクとして貢献する」

新産業の創出や地域企業への技術支援機能等を担う「地域創生研究開発センター」に、本学で初めて産学官連携を主業務とするリサーチ・アドミニストレーターを採用・配置し、地域企業等への研究シーズ紹介などに積極的に取り組みました。

本取組による成果を検証した結果、「地方創生研究開発センター研究協力会」の会員企業数が 4 年間で 22 社増加し、合計 75 社となったほか、新規企業との共同研究及び受託研究の締結が 83 件と成果があがっています。

さらに今後は、激しい社会情勢の変化や産業界のニーズの多様化に即応していくため、高い機動性・柔軟性を有する新たな研究グループの編成・活動を戦略的にバックアップする支援組織を構築していくことが課題です。

このため、早い時間スケールでの変化に対応でき、かつ AI 技術と従来型の専門分野をカップリングさせた分野横断的な研究に対応できる新たな研究組織「ラボ」の設置、企画・運営支援などを行う「クリエイティブコラボレーションセンター」を創設するなどの改善を行いました。

目標：「国内最高水準の研究拠点形成」

戦略：「ものづくりとしての高度で先端的な加工技術に関わる重点分野の独創的・先進的研究を設定し戦略的に推進するとともに、新しい重点分野の創出・育成を進める」

本学の強み・特色のある研究として成果を出しつつある研究グループの分野を、新しい重点分野の候補として複数選定し、研究計画・研究実績に基づく評価による競争的環境を用意した上で、これら研究グループに研究費・人的リソースを重点的に配分する施策に取り組みました。

各候補について、本学の長期研究戦略「北海道モノづくりビジョン2060」が目指す方向性を勘案しつつ、論文数・外部資金獲得額などの実績を検証した結果、最も優れた実績を上げた研究グループの分野「AI耐災害システム」を本学の新しい重点研究プロジェクトに選定し、第4期中期目標期間に向けた筆頭重点分野として支援することとしました。

引き続き研究活動を活性化させ、新しい重点分野の創出・育成を進めていくためには、研究支援制度を見直し、こうした競争的な制度にシフトしていくことが課題です。

このため、学内の研究センターに毎年度配分してきた運営費をスクラップし、これを財源とするプロジェクト公募型の研究費支援制度「未来創造推進経費」を創設するなどの改善を行いました。

<業務の実績に関する報告書>

https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kokai_jyoho/H30jissekihoukokusyo.pdf

https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kokai_jyoho/H31jissekihoukokusyo.pdf

<大学改革支援・学位授与機構による認証評価結果>

<https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/hyoka/siryo/r1kikanhyouka1.pdf>

<研究活動に関する外部評価>

<https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/hyoka/siryo/ga/30.pdf>

<p>【補充原則 1－3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制】</p>	<p>国立大学法人室蘭工業大学の役員、副学長、理事補、学科長、専攻長、職員等などの法人組織については、国立大学法人室蘭工業大学組織規則に規定されており、国立大学法人室蘭工業大学は教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、日本国における高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展を図ることを目的としています。 また、国立大学法人室蘭工業大学組織規則第4条第2項において、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有していることを規定しております。なお、各組織等の権限と責任については、一部明確でない部分があるため、令和3年度までに検討いたします。</p> <p>《学長の職務》 国立大学法人室蘭工業大学組織規則第4条第2項 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行うとともに、この法人を代表し、その業務を総理する。 学校教育法第92条第3項 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。</p> <p>(組織に関する情報) https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/org_info.html</p> <p>(組織図) http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/organization.html</p> <p>(役職員) http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives.html (令和2年度 理事・副学長・理事補の業務について) http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/sosiki/R2yakuin_gyoumu.pdf</p>
<p>【補充原則 1－3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針】</p>	<p>国立大学法人室蘭工業大学中期計画「2. 人事に関する計画」のとおり人事方針を定めるとともに、「第三期中期計画期間における教員採用方針」において、若手、女性、外国人、産業界出身者等の人材の確保に向けた目標を掲げています。また、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、教職員及び学生が性別に関わらずその能力を生かしあらゆる分野で活躍できる環境の実現を目指して、「男女共同参画推進のための基本方針」を定めています。 (中期計画「2. 人事に関する計画」) https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kokai_jyoho/tyuki_keikaku3.pdf (男女共同参画推進のための基本方針) https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/genderequality.html</p>
<p>【補充原則 1－3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画】</p>	<p>本学の強み・特色・社会的役割を踏まえた機能強化を推進するため、学長のリーダーシップの下、教員等採用計画に基づいて最も重要な財産である“ヒト”に充てる人件費を確保しつつ、多様な財源の確保などの主要課題も見据えた中期的な財政計画を策定し、経過した年度の決算等を踏まえ、定期的に見直しを図っています。 なお、今後、次期中期目標期間に向けて、将来構想の検討を開始しており、新たな目標・戦略に合わせた、より戦略的な中期財政計画を作成していきます。 「中期財政計画（平成27～令和6年度）」 https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kokai_jyoho/2015-2024mid_fp.pdf</p>
<p>【補充原則 1－3⑥(4) 及び補充原則4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）】</p>	<p>令和元年度に「教育研究・財務レポート」を発行し、本学の財務諸表や新たな財源の確保に向けた活動の他、北海道MONOづくりビジョンに基づいて戦略的に進めている教育研究活動の最前線を分かりやすく掲載しています。 また、社会との連携活動を総合的に推進するための組織として社会連携統括本部を設置し、その下に地方創生研究開発センターを置き、産学官金連携による研究推進や、地域の課題解決に向けた研究開発に関する業務を研究協力課と協働しながら行う体制を整備しています。また、教員の業績評価制度（ASTA）への外部資金獲得額に応じた人事評価の導入や、企業向けの共同研究締結マニュアルの作成、研究シーズ集の更新なども進めることにより、産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進しています。 「地方創生研究開発センター」、さらに、地方創生研究開発センターに企業等への貸付スペース（アライアンスラボ）を設置し、共同研究の相手方等を学内に誘致できる体制を整備し、産業界等からの資金の受入れの促進と資産の有効活用を進めています。 (教育研究・財務レポート) https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/fin_info.html (地方創生研究開発センター) http://www.muroran-it.ac.jp/crd/ (アライアンスラボ) https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/alliance.html</p>

【補充原則 1－4② 法人経営を担うる人材を計画的に育成するための方針】

国立大学法人は、その法人経営を担うる人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅・管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。

また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである

法人経営を担うる人材を計画的に育成するために以下の取り組みを行い、その実現状況をフォローアップしながら、次代の経営人材の育成に努めています。

- ・学長を補佐するポストとして理事補を置き、本学教職員の中から法人経営を担うる人材を登用し、法人経営の一端を担わせています。
- ・学長の将来構想を実現するための方策を企画・検討する組織として、理事をトップに副学長、理事補、教員及び事務職員から構成される企画戦略業務室を設置し、役員だけでなく教員や事務職員にも早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせています。
- ・国立大学協会等が実施する外部研修への参加や、事務局研修等の内部研修を実施しています。
- ・本学教職員を対象に、大学マネジメント、大学広報・ブランド力、高等教育改革、研究開発行政等に関する有識者を招き、教職員自身が本学経営者の一員である認識、自覚を持って業務に携わることを誘起し、本学の活性化を促すことを目的として「室工大未来塾」を開催しています。

また、経営人材の育成に関する基本方針を策定し、本学ホームページにおいて公表しています。

《経営人材の育成に関する基本方針》

http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/sosiki/keiei_jinzai.pdf

【原則 2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等】

法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則 1－4 で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。

本学のビジョンを実現するために、学長を補佐する人材として理事、副学長及び理事補を配置し、その選任に当たっては、「専務」「学術」「研究・連携」等の担当する分野を設定した上で、各分野に係る業務を実施する能力を備えた人材を学内外から選任しています。また、国立大学協会等が実施する外部研修への参加や、事務局研修等の内部研修の実施等、経営人材の計画的な育成・確保のための取り組みを行なっています。さらに、理事、副学長及び理事補の職務及び権限を、各規則等に定め、本学ホームページにおいて公表するとともに、担当分野及び業務内容も本学ホームページにおいて公表しています。

《理事の職務》

国立大学法人室蘭工業大学組織規則第 5 条第 2 項

理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うものとする。

http://www3.e-reikinet.jp/muroran-it/d1w_reiki/41699002000100000000/41699002000100000000/41699002000100000000.html

《副学長の職務》

室蘭工業大学副学長に関する規則第 2 条第 1 項

副学長は、次の各号に掲げる職務をつかさどる。

- (1) 学長から命を受けた職務
- (2) 学長の指示する全学的な企画・立案及び各部局との連絡調整に関すること。
- (3) 別に定めるところによる委員会の委員長等の職務に関すること。

http://www3.e-reikinet.jp/muroran-it/d1w_reiki/41699002005100000000/41699002005100000000/41699002005100000000.html

《理事補の職務》

室蘭工業大学理事補に関する要項第 2 条

理事補は、特命事項及び大学運営業務について学長を補佐する。

http://www3.e-reikinet.jp/muroran-it/d1w_reiki/42299006060400000003/42299006060400000003/42299006060400000003.html

《各補佐人材の担当分野及び業務内容》

http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/sosiki/R2yakuin_gyoumu.pdf

【原則 2－2－1 役員会の議事録】

国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。

また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなければならない。

国立大学法人室蘭工業大学における重要事項については、国立大学法人室蘭工業大学役員会規則に基づき設置された役員会の議を経て学長が決定することになっています。役員会における重要事項は、①中期目標についての意見及び年度計画に関する事項、②中期計画その他国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、④学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、⑤その他役員会が定める重要な事項となっており、役員会は国立大学法人室蘭工業大学の果たす役割を踏まえ、経営上の意思決定を行うに当たり、多角的な観点を踏まえた適切な判断が必要であり、後述する経営協議会及び教育研究評議会の審議を踏まえた、国立大学法人室蘭工业大学内のコンセンサスを形成する仕組みを担っています。なお、役員会の議事録は本学ホームページで公表しているが、審議内容等の記載に工夫が必要な部分があるため、令和 2 年度までに検討し、改善する予定であります。

（法人会議の開催状況）

http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/org_info/corp_meetings.html

	<p>【原則 2－3－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況】</p> <p>国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。</p>
	<p>国立大学法人法第14条の規定に基づき、理事及び監事に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、5名の理事及び監事（理事3名、監事2名）のうち、半数以上の3名（理事1名、監事2名）は、常に外部の経験を有する人材を登用することで経営層の厚みを確保するとともに、平成30年9月から女性の監事を登用し、ダイバーシティの確保に努めています。</p> <p>また、当該人材の登用に関する基本方針を策定し、当該人材の登用の状況と併せて本学ホームページにおいて公表しています。</p> <p>《理事及び監事の登用に関する基本方針》 http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/sosiki/rijitouyouhousin.pdf</p> <p>《理事及び監事の登用状況》 http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives.html</p>
	<p>【補充原則 3－1－1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫】</p> <p>国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。</p>
	<p>経営協議会委員の構成には、多様な有識者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、過半数は学外の学識経験者を経営協議会学外委員選考方針に基づき選任しています。学外委員がその役割を十分に果たせるよう、経営協議会の運営に際しては、議論を実質化するための資料の事前共有、出席率向上の観点からWeb（オンライン）会議での出席を可能とするなど運営方法の工夫を行っています。</p> <p>また、本学の中期目標、予算、決算等の経営に関する重要事項を議題とすることの他に、本学の課題に関しての懇談事項を設定し、学外委員からの意見を本学の教育研究力向上に活用するとともに、十分な現状理解が得られるよう努めています。</p> <p>なお、国立大学法人室蘭工業大学経営協議会学外委員の選考方針に基づき、以下の観点から学外委員を選考しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①教育関係者 大学における運営や教育研究等に関する知識・実践経験を有する者 ②国・地方自治体の関係者 国や地方自治体などの制度策定や施策の実施に関する知識を有する者 ③産業界関係者 企業においてビジョンや経営戦略を実現するための経営的視点を有する者 ④室蘭工业大学同窓生 室蘭工业大学の教育研究活動や学生に対する支援等を主な事業としている室蘭工业大学同窓会を代表する者 ⑤その他 その他学長が必要とする学識経験者 <p>（経営協議会） http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives/jmc.html</p>
	<p>【補充原則 3－3－1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由】</p> <p>学長選考会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。</p>
	<p>国立大学法人室蘭工业大学学長選考会議は、学長の選考に当たって、本学の理念と目標を実現するために必要とされる学長の資質・能力（求められる学長像）に関する基準を定めています。当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票の結果も参考に、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を本学ホームページで公表しています。</p> <p>（学長の選考に関する情報） http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/org_info/gakutyosenko.html</p>
	<p>【補充原則 3－3－1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無】</p> <p>学長選考会議は、国立大学法人法に基づき法人の長の任期を審議するに当たっては、国立大学法人のミッションを実現するために法人の長が安定的にリーダーシップを発揮することができるよう適切な期間を検討すべきである。あわせて、国立大学法人における継続的な経営・運営体制の構築のため、法人の長の再任の可否や再任を可能とする場合の上限設定の有無についても適切に検討し、公表しなければならない。</p>
	<p>国立大学法人室蘭工业大学学長選考会議で学長再任の可否や上限設定の有無については、令和2年4月22日開催の令和2年度第1回学長選考会議において、国立大学法人室蘭工业大学学長選考規則の改正を行い、再任を3年に限り可能とし、引き続き9年を超えて在任することはできないとしました。国立大学法人室蘭工业大学学長選考規則は、本学ホームページで公表しています。</p> <p>（学長の選考に関する情報） http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kisoku/gakutyosenko.pdf</p>

	<p>【原則 3－3－2 法人の長の解任を申し出るための手続き】</p> <p>学長選考会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。</p> <p>学長の解任を申し出るための手続については、国立大学法人室蘭工業大学学長の解任手続に関する規則で規定し、本学ホームページで公表しています。具体的な解任事由は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき ②職務上の義務違反があるとき ③職務の執行が適當でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適當でないと認めるとき ④その他学長たるに適しないと認めるとき。 <p>なお、解任審査請求は以下の構成員による署名が必要となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学長選考会議委員の3分の1以上の署名によるとき ②経営協議会委員の2分の1以上の署名によるとき ③教育研究評議会委員の2分の1以上の署名によるとき ④本学職員（日、時間を定めて雇用する常時勤務することを要しない職員を除く。）の2分の1以上の署名によるとき。 <p>（学長の解任手続きに関する情報） http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kisoku/gakutyokainin.pdf</p>
	<p>【補充原則 3－3－3 ② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果】</p> <p>学長選考会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</p> <p>法人の長（学長）の業務執行状況については、毎年10月を目途に国立大学法人室蘭工業大学学長選考会議規則第3条第6号の規定に基づき、確認を実施し、その結果を公表しております。しかしながら中間評価等については、規定等が整備されておらず、実施には至っておりません。令和3年度中に学長選考会議において、中間評価等の実施について検討を行う予定であります。</p> <p>（令和元年度の学長の業務執行状況の確認について） http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/sosiki/r01gakutyogyoymushikkoujyoukyou.pdf</p>
	<p>【原則 3－3－4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由】</p> <p>学長選考会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。</p> <p>令和3年2月10日に開催した学長選考会議において、大学総括理事の配置に関しての検討を行い、教育と経営の一体的な運営の最終責任者として強いリーダーシップを発揮することができる現体制を維持することが望ましいため、国立大学法人室蘭工業大学に大学総括理事は設置しないこととしました。</p>

【基本原則 4 及び原則 4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況】

国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。

本学の安定的・健全な法人運営を公表するため、経営、教育・研究、社会貢献活動等に係る様々な情報を公開しています。また、公共的性格を有する国立大学法人において適正な業務運営を行うため「国立大学法人室蘭工業大学業務方法書（以下、「業務方法書」）」を文部科学大臣の認可を受けて作成し、業務を行っています。その「第2章役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法理に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」に内部統制に関する基本事項を定めて運用し、適宜見直しを行っています。

（業務方法書）

https://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokoukai/kokai_jyoho/gyoumu_houhoukyo.pdf

1. 本学の役員及び教職員のコンプライアンス遵守による職務実施の確保と情報伝達体制 (業務方法書第2条、第4条、第6条、第25条)

本学の理念と目標等のもと、役員及び教職員が適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確保するため、「国立大学法人室蘭工業大学行動規範」(<https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/koudoukihan.html>)」及び「反社会的勢力に対する基本方針」(<http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/hanshakai.html>)」を定めるとともに、本学における法律違反行為等の早期発見と是正を図るために、公益通報の受付及び相談の窓口を設置しています。

(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/sup_wb.html)

また、個人情報保護、公文書管理、ハラスマント防止、安全保障輸出管理、生命倫理、動物実験、情報セキュリティ、研究費等不正使用、研究活動に係る不正行為防止について、教職員の理解を深めるとともに業務の適正を確保するため、必要な教育・研修を行っています。学内構成員への周知方法は、学内構成員限定のWebシステム等により情報を伝える体制をとっています。

2. モニタリング（自己点検と内部監査等）体制

(業務方法書第10条、第20条、第21条、第23条、第24条)

中期目標・中期計画に基づいて行う業務の点検は、評価分析室（室長は理事）がP D C Aサイクルで自己評価を行い、結果を公表しています。

(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/evaluation/self_inspection.html)

業務部署に属さず独立した内部監査部門である監査室は、適法性と妥当性の観点による業務監査、会計処理の適否及び財産保全状況の適否等の観点による会計監査及び科研費等の内部監査を行っています。

非常勤監事2名は、監事監査規則に基づいて内部統制システム、中期目標・中期計画に基づいて行う業務の実施状況、ガバナンス及び財務報告プロセス等についてモニタリングを行い、結果を公表しています。

(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/ea_info.html)

監事、監査室及び文部大臣の選任を受けた本学会計監査人は、定期的にミーティングを実施し、情報交換を行い、連携して監査にあたっています。

3. 研究活動における行動規範と不正防止のための体制

(業務方法書第16条)

【研究活動等の不正防止】

行動規範、研究費の不正防止計画、研究費の不正使用防止等の対応マニュアルを定め、研究活動等の不正防止研修を定期的に実施し、マニュアル等を周知するとともに、研修の未受講者に対しては、予算執行権限を停止するなどの措置を行うことにより不正防止を実践しています。

不正行為及び不適切行為に関する相談の窓口を設置しています。

（研究活動等の不正行為等に係る申立て）

https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/am_re.html

【安全保障輸出管理】

安全保障輸出管理規則、安全保障輸出管理体制を定め、輸出管理最高責任者（学長）、輸出管理統括責任者（研究・連携担当理事）、輸出管理責任者（研究戦略担当副学長）を置き、輸出管理委員会等で適宜必要な審議等を行ったうえで、輸出管理を実践しています。

（安全保障輸出管理関連）

https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/exportcontrol.html

	<p>【原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫】</p> <p>国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。</p>
	<p>法令に基づく公表事項の他、本学の様々な活動について本学ホームページで情報公開し、随時更新して発信しています。</p> <p>1. 独立行政法人等情報公開法第22条第1項に規定する情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条の項目）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 組織 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/org_info.html) <ul style="list-style-type: none"> ア 目的 イ 概要 ウ 国の施策との関係 エ 組織図 オ 役職員数 カ 役職員 キ 法人会議の開催情報 ク 役員の報酬等及び職員の給与等 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人室蘭工業大学の役員の報酬等及び職員の給与水準の公表 ・国立大学法人室蘭工業大学役員の給与、退職手当、紀律、旅費に関する規則 ・国立大学法人室蘭工業大学年俸制適用職員の給与等に関する規則 ・国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則 ・国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則 ・国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則 ・国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則 ケ 学長の選考に関する情報 コ 学部等の設置に関する情報 2) 業務 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/work_info.html) <ul style="list-style-type: none"> ア 事業報告書 イ 年度実績報告書 ウ 中期実績報告書 エ 中期目標 オ 中期計画 カ 年度計画 キ ミッションの再定義 ク 契約の方法に関する定め ケ 業務方法書 3) 財務 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/fin_info.html) <ul style="list-style-type: none"> ア 財務諸表 イ 決算報告書 4) 評価及び監査 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/ea_info.html) <ul style="list-style-type: none"> ア 年度実績報告書への評価委員会の評価 イ 中期実績報告書への評価委員会の評価の結果 ウ 行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価の結果のうち本学に関する部分 エ 総務省設置法に基づく評価及び監視の結果のうち本学に関する部分 オ 監事又は監査役の直近の意見 カ 会計監査人が行う監査の結果 キ 会計検査院の直近の検査報告のうち本学に関する部分 5) 関連法人 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/c_info.html) 2. 学校教育法施行規則第172条の2に規定する情報 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_e.html) <ol style="list-style-type: none"> 1) 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針 2) 教育研究上の基本組織 3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 4) 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用 9) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 3. 教育職員免許法施行規則第22条の6に規定する情報 (https://www.muroran-it.ac.jp/recruiting/c_l/t_license.html) <ol style="list-style-type: none"> 1) 本学で取得できる教育職員免許状

4. 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/appi.html)
5. 大学等における修学の支援に関する法律規定する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/info_support.html)
6. 改正労働施策総合推進法によるハラスメントへの取り組みに関する情報
(<https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/harassment.html>)
7. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関する情報
(<https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/yakusyokuintaiou.html>)
8. 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/aaihao.html)
9. 公文書等の管理に関する法律第13条第1項の規定する情報
 - 1) 法人文書ファイル管理簿
(http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/aaihao/corp_doc.html)
10. 国立大学法人法第12条に規定する情報
 - 1) 学長の選考に関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/org_info/gakutyozenko.html)
11. その他、以下の事項についても、情報公開に努めています。
 - 1) 教育活動の諸情報の公表
 - ア 教育研究上の基本組織
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_e.html)
 - イ 学生生活、大学施設
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/student_sup.html)
 - ウ 取得できる資格・免許、卒業後受験可能な資格
(https://www.muroran-it.ac.jp/recruiting/c_l.html)
 - エ 教員免許状関連
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/update_el.html)
 - オ 卒業後の進路状況
(<https://www.muroran-it.ac.jp/recruiting/career.html>)
 - 2) 研究活動の諸情報の公表
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc.html)
 - ア 外部資金獲得状況
 - イ 科学研究費助成事業
 - ウ 奨学寄附金制度
 - エ 寄附分野等
 - オ 共同研究制度及び受託研究制度、学術指導制度
 - 3) 社会貢献に資する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/for_comp.html)
 - ア 研究者データベース
 - イ 研究シーズ集
 - ウ サテライトオフィス
 - エ 東京事務所
 - オ 公開講座
 - カ 大学訪問
 - キ 教員免許状更新講習
 - 4) 入札情報等に資する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/bid_info.html)
 - 5) 公益通報者保護法による公益通報に関する通報・相談窓口に関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/sup_wb.html)
 - ア 物品関係及び工事関係
 - 6) 教職員採用情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/recruitment_fm.html)
 - 7) 規則集
(<http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/kisokusyu/reiki.html>)
 - 8) 会議議事録（役員会、経営協議会、教育研究評議会）
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/disclosure_c/org_info/corp_meetings.html)
 - 9) 教職員・学生の処分について（隨時お知らせにて公表）
 - 10) 科学研究費補助金及び各種の競争的資金等に係る不正使用等の防止に関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/unauthorized_use.html)
 - 11) 研究活動等の不正行為等に係る申立てに関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/am_re.html)
 - 12) 反社会的勢力に対する基本方針に関する情報
(<http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/hanshakai.html>)
 - 13) 動物の愛護及び管理に関する法律、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/animal-2.html)
 - 14) ヘルシンキ宣言、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/human.html)
 - 15) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/re_dna.html)
 - 16) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則に関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/prevention_rh.html)
 - 17) 外国為替及び外国貿易法に関する情報
(https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/r_so/ciulg_rc/exportcontrol.html)

【補充原則 4－1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況】

国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。

本学ホームページのトップページにおいて、在学生、卒業生、受験生、保護者、企業等及び一般（国民）、各々のページで、対象者別に提供できるサービスと対象者に関わりのありそうな大学の最新ニュースやイベント情報を選んでお知らせしています。（<https://www.muroran-it.ac.jp/>）

在学生向けページでは、シラバスや各種手続き等の修学サポート情報、授業料免除や奨学金等、また、困った時の相談先を学生サポート情報として提供しています。（https://www.muroran-it.ac.jp/for_cs.html）

広報冊子「大学案内パンフレット」は、ホームページでデジタル版を公開すると共に、各種学生募集要項等も含めて冊子体をご希望される方が必要な資料を選択して入手できるページにアクセスできるようにしています。また、同パンフレットでは、学長のメッセージと共に本学の特色ある研究や世界的に評価の高い研究を紹介し、受験生の方だけでなく、国民の皆様に本学をご理解いただける内容になっています。（https://www.d-pam.com/muroran-it/5881/index.html#target/page_no=1）

本学の情報へのアクセス機会を高める工夫として、本学で学べる研究の魅力を教員や在学生が室蘭近郊の自然の魅力と共に紹介する大学紹介ムービーをYouTubeで公開しています。

【補充原則 4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報】

国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報（学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等）を公表しなければならない。

学部、大学院博士前期課程及び大学院博士後期課程において、学生が身に付ける資質や能力を学位授与方針（ディプロマポリシー）として定めています。この学位授与方針（ディプロマポリシー）に掲げた資質や能力を身に付けた人材を育成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、これに基づいて各年次におけるカリキュラムを組み立てています。

教育課程の学習成果については、学部・大学院ともに、各授業科目では、授業担当教員が授業科目の特徴を踏まえて、筆答試験、レポート、論文、発表、実技などにより多面的評価を行い、到達度目標の達成状況を評価しています（学習成果の評価の方針）。卒業・終了では、所定の単位を修得することで学位授与方針（ディプロマポリシー）で定めた資質や能力を身に付けた学生に学位を授与しています。学位授与方針（ディプロマポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）については、学生には、学部では「学生便覧」、大学院では、「大学院履修要項」に示しています。

学位授与方針（ディプロマポリシー）で定めた資質や能力を身に付けた学位授与者について、状況一覧を以下のとおり大学ホームページに公表しています。当該学生が本学で身に付けた能力の成果を示す情報として、進路状況及び就職実績について、産業別就職先一覧及び企業別就職先一覧を公表している他、進路決定率（卒業者のうち、就職・進学が決定した人の割合）・実就職率（進学した人を除く卒業者のうち、就職が決定した人の割合）・就職率（就職希望者のうち、就職が決定した人の割合）の過去5年分の実績及び外国人留学生の就職状況（就職支援の内容及び進路状況一覧）を公表しています。

また、学生の満足度を示す情報としては、全学生による授業評価アンケート調査（講義や実験に関する受講状況・理解度・満足度等）に加え、学生生活実態調査（住居環境・経済状況・アルバイト・サークル活動等）、卒業生アンケート調査（大学生活の充実度・就職先や就職サポートに関する満足度・大学への意見要望等）の集計・分析結果を公表しています。

なお、公的機関の認定を受けた本学所定の科目・単位を修得することにより卒業後取得可能な資格・免許、または、卒業後に指定する実務経験等を経ることにより受験資格を得る資格情報について、以下のとおり大学ホームページに学科別一覧を公表しています。

<学部、大学院のディプロマポリシー・カリキュラムポリシー>

理工学部 (http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/dp_cp-rikou.html)

工学部 (http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/dp_cp.html)

大学院 (http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/dp_cp_daigakuin.html)

<学習成果の評価の方針>

理工学部 (<http://www.muroran-it.ac.jp/kyomu/besshi2.pdf>)

大学院 (<http://www.muroran-it.ac.jp/kyomu/besshi5.pdf>)

<学位授与状況>（直近（令和元年度）の学科・専攻別入数内訳、並びに開学以降の学科・専攻ごとの累計者数）

(<https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/degree.html>)

<授業評価アンケート>（平成11年度以降分（平成12年度及び平成14年度を除く））

<学生生活実態調査>（平成18年度以降分（隔年実施））

(http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/evaluation/self_inspection.html)

<卒業生アンケート>（平成18年度以降分（3年毎に実施））

(http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/evaluation/index_eval.html)

<産業別就職先一覧及び企業別就職先一覧>（平成21年度以降分）

(<http://www.muroran-it.ac.jp/recruiting/career.html>)

<進路決定率・実就職率・就職率の実績>（平成27年度以降分）・<外国人留学生の就職状況>（令和元年度分）

(https://www.muroran-it.ac.jp/csc/?page_id=584)

<学科別 取得可能資格・免許一覧>

(https://www.muroran-it.ac.jp/recruiting/c_l/list.html)

	<p>【補充原則 4－1③ 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】</p> <p>国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。</p>			
	<p>本学では、令和元年度より「教育研究・財務レポート」を発行し、本学の財務状況や、ビジョンに基づいて戦略的に進めている最前線の教育研究活動を掲載しているほか、教育・研究コストの見える化や資金の使用状況をより分かりやすくするため、戦略的な予算配分の事例や財務諸表の解説及び経年比較を掲載しています。</p> <p>「教育研究・財務レポート」 https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/dDisclosure_c/fin_info.html</p>			
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項				
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報				
一 組織	<p>イ 目的、業務の概要及び国の施策との関係</p> <p>ロ 組織の概要（役員数、氏名、役職、任期、経歴、教職員数）</p> <p>ハ 役員報酬及び役員退職手当の支給基準、教職員給与及び教職員退職手当支給基準）</p>	<p>目的 国立大学法人室蘭工業大学は、教育研究に対する国民の要請に応えるとともに、我が国高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展を図ることを目的とします。 業務の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・室蘭工業大学を設置し、運営すること。 ・学生に対する、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 ・委託を受け又は共同で行う研究を行うこと。 ・法人以外の者との連携による教育研究を行うこと。 ・公開講座の開設その他学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 ・研究成果の普及及びその活用の促進を行うこと。 ・文部科学大臣の認可を受け行う、技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 ・前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 <p>国との関係 国立大学法人室蘭工業大学は、文部科学大臣が定めた中期目標に基づき中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けた上で年度計画を策定し、これに基づき業務を行います。</p> <p>組織 (http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/organization.html)</p> <p>役員及び教職員の数 (http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/no_ex.html)</p> <p>役員の氏名、役職、任期及び経歴 (http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/about/executives.html)</p> <p>役員の報酬等 (http://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/dDisclosure_c/org_info/kyuyosuizyun.html)</p> <p>国立大学法人室蘭工業大学役員の給与、退職手当、紀律、旅費に関する規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokouhai_kisoku/yakuin_kyuyo.pdf)</p> <p>国立大学法人室蘭工業大学職員の給与等に関する規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokouhai_kisoku/syokuin_kyuyo.pdf)</p> <p>国立大学法人室蘭工業大学職員の退職手当に関する規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokouhai_kisoku/syokuin_taisyoku.pdf)</p> <p>国立大学法人室蘭工業大学職員就業規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokouhai_kisoku/syokuin_syugyoukisoku.pdf)</p> <p>国立大学法人室蘭工業大学年俸制適用職員の給与等に関する規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokouhai_kisoku/nenpousei_tekiyousyokuin.pdf)</p> <p>国立大学法人室蘭工業大学非常勤職員就業規則 (http://www.muroran-it.ac.jp/syomu/johokouhai_kisoku/hsyokuin_syugyo.pdf)</p> </p>		
二 業務	<p>イ 事業報告書、業務報告書、その他の業務に関する直近の報告書の内容</p> <p>ロ 事業計画、年度計画、その他の業務に関する直近の計画</p>	<p>事業報告書、業務報告書、その他の業務に関する直近の報告書の内容 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/dDisclosure_c/work_info.html)</p> <p>事業計画、年度計画、その他の業務に関する直近の計画 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_dis/dDisclosure_c/work_info.html)</p>		

	ハ 契約の方法に関する定め	契約の方法に関する定め (http://www.muroran-it.ac.jp/kaikei/kisoku/kaikeikisoku.pdf)
	二 使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法	使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法 情報公開開示手数料 本学における開示請求手数料及び開示実施手数料の額は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令に定める手数料の額を参照し、同施行令に定める額と同額としています。 保有個人情報開示請求手数 本学における開示請求手数料の額は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令に定める手数料の額を参照し、同施行令に定める額と同額としています。
三 財務	貸借対照表、損益計算書、その他の財務に関する直近の書類の内容	貸借対照表、損益計算書、その他の財務に関する直近の書類の内容 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_disclosure_c/fin_info.html)
四 評価・監査	イ 直近の事業年度における業務の実績に係る評価の結果、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果（4年目終了時評価）、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果（最終評価）	直近の事業年度における業務の実績に係る評価の結果、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果（4年目終了時評価）、当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果（最終評価） (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_disclosure_c/ea_info.html)
	ロ 文部科学省による政策評価の結果のうち本学に関する部分	文部科学省による政策評価の結果のうち本学に関する部分 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_disclosure_c/ea_info.html)
	ハ 総務省による各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視の結果のうち本学に関する部分	総務省による各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視の結果のうち本学に関する部分 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_disclosure_c/ea_info.html)
	ニ 監事の直近の意見	監事の直近の意見 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_disclosure_c/ea_info.html)
	ホ 監査法人の直近の監査の結果	監査法人の直近の監査の結果 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_disclosure_c/ea_info.html)
	ヘ 会計検査院の直近の検査報告のうち本学に関する部分	会計検査院の直近の検査報告のうち本学に関する部分 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_disclosure_c/ea_info.html)
五 関係法人	当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報	当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報 (https://www.muroran-it.ac.jp/guidance/info_disclosure_c/c_info.html)